

<単身者向> ※単身者向のため2人以上の世帯の方は申込みできません。

No.	募集 住戸コード	住宅名	所在地 もよりの交通機関	間取り 床面積	階/階数 入居開始 バルコニー向き	エレベーター 桶 釜	家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備考
守山区									
746	1302-04-0506	本地荘 4棟 506号	守山区本地が丘1701番地 市バス 本地住宅 約0.1km	6・5・3 K(4.5) 42.89㎡	5/5 昭和49年 南側	エレベーター × 桶 × 釜 ×	14100 16200 18600	21000 24000 27700	
747	1302-16-0306	本地荘 16棟 306号	守山区本地が丘1701番地 市バス 本地住宅 約0.1km	6・4.5・洋(3.5) DK(5) 43.31㎡	3/5 昭和48年 南側	エレベーター × 桶 × 釜 ×	13700 15900 18100	20500 23400 27000	
748	1302-17-0402	本地荘 17棟 402号	守山区本地が丘1701番地 市バス 本地住宅 約0.1km	6・4.5・洋(3.5) DK(5) 43.31㎡	4/5 昭和48年 南側	エレベーター × 桶 × 釜 ×	13600 15700 17900	20200 23100 26700	
749	1302-27-0208	本地荘 27棟 208号	守山区本地が丘1701番地 市バス 本地住宅 約0.1km	6・4.5・洋(3.5) DK(5) 43.31㎡	2/5 昭和48年 南側	エレベーター × 桶 × 釜 ×	13700 15900 18100	20500 23400 27000	
750	1302-31-0504	本地荘 31棟 504号	守山区本地が丘1701番地 市バス 本地住宅 約0.1km	6・4.5・洋(3) K(4.5) 41.06㎡	5/5 昭和48年 南側	エレベーター × 桶 × 釜 ×	12900 14800 17000	19200 21900 25300	
751	1302-33-0401	本地荘 33棟 401号	守山区本地が丘1701番地 市バス 本地住宅 約0.1km	6・4.5・洋(3) K(4.5) 41.06㎡	4/5 昭和48年 南側	エレベーター × 桶 × 釜 ×	12900 14800 17000	19200 21900 25300	
名東区									
752	1501-25-0104	猪子石荘 25棟 104号	名東区つつじが丘201番地 市バス 山ノ田 約0.3km	6・4.5・3・8 K(3.5) 50.46㎡	1/5 昭和43年 南側	エレベーター ○ 桶 × 釜 ×	17500 20200 23100	26100 29800 34400	和式便所
753	1502-13-0304	梅森荘 13棟 304号	名東区梅森坂四丁目101番地 市バス 梅森荘 約0.1km	3・4.5・6・8 K(4) 53.86㎡	3/5 昭和46年 南側	エレベーター ○ 桶 × 釜 ×	19400 22400 25600	28800 33000 38000	
754	1502-18-0207	梅森荘 18棟 207号	名東区梅森坂四丁目101番地 市バス 梅森荘 約0.1km	5・6・洋(3) DK(5) 41.23㎡	2/7 昭和47年 南側	エレベーター ○ 桶 × 釜 ×	13400 15400 17700	19900 22800 26300	
天白区									
755	1601-05-0306	高坂荘 5棟 306号	天白区高坂町11番地 市バス 高坂荘 約0.3km	6・4.5・8 K(3) 48.78㎡	3/5 昭和42年 南東側	エレベーター ○ 桶 × 釜 ×	16400 19000 21700	24500 28000 32300	和式便所
756	1601-10-0406	高坂荘 10棟 406号	天白区高坂町92番地 市バス 高坂荘 約0.3km	6・4.5・3・洋(8) K(3.5) 53.90㎡	4/5 昭和42年 南東側	エレベーター ○ 桶 × 釜 ×	17500 20200 23100	26100 29800 34400	和式便所

平成30年10月26日時点

《単身入居理由》 戸籍上の配偶者がなく次の条件のいずれかに該当すること

(②～⑧)の該当者でも満15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過していない方は申込みできません。)

- ① 満60歳以上の方
- ② 身体障害者手帳所持者でその程度が1級から4級の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の方
- ④ 愛護手帳(1度から4度)、療育手帳(A～C)所持者の方
- ⑤ 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかを受けている方
- ⑥ 戦傷病者手帳所持者で、その程度が恩給法の特別項症から第6項症および第1款症の方
- ⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑧ 生活保護法の規定により保護を受けている方
- ⑨ 海外からの引揚者で引揚後5年を経過していない方
- ⑩ ハンセン病療養所入所者等
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等の方
- ⑪ DV(配偶者等からの暴力)被害者の認定をされている方
- ⑫ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受けている方